

(健Ⅱ512)

令和3年3月1日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菔 敏

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法に基づく給付金制度の周知・広報のためのリーフレット等の送付等について

今般、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金制度の更なる周知を目的としたリーフレット・ポスターが厚生労働省により作成され、本会に対し、日医会員による本給付金制度の周知について、別添の協力方依頼がまいりました。

つきましては、貴会宛リーフレット等をお送りいたしますので、ご活用いただきますとともに、管下郡市区医師会等に対する周知方につきまして、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本リーフレット等は日医雑誌3月号に同封し、会員にお送りしますことを申し添えます。

事 務 連 絡
令和 3 年 2 月 2 2 日

公益社団法人日本医師会
感染症危機管理室長 殿

厚生労働省健康局がん・疾病対策課
B型肝炎訴訟対策室

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法に基づく
給付金制度の周知・広報のためのリーフレット等の送付等について

「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」（平成23年法律第126号）に基づく給付金制度の周知・広報については、ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

本給付金の対象者は推計40万人以上とされていますが、平成23年6月に国と全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団が基本合意を締結して以降、令和2年10月末時点までの本給付金に係る提訴者数は約8万2千人となっています。厚生労働省としては、できるだけ多くの対象者が救済されるよう、本給付金について、引き続き広く国民に周知を図っていくとともに、肝炎治療や健診の現場における肝炎患者等に対する周知が一層進むよう取り組んでいるところです。

そのため、昨年度同様、今年度についても、本給付金制度の更なる周知を目的として、ポスター・リーフレットを配布することといたしました。

つきましては、下記のとおり、ポスター・リーフレットを活用した本給付金制度の周知にご協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 ポスターについては、施設内にご掲示いただくとともに、健診を受けた方の中でB型肝炎ウイルス検査の陽性者に対して、検査結果の説明を行う際のリーフレットの配布や検査結果通知送付の際のリーフレットの同封など、本給付金制度の案内を行っていただくようご協力をお願いいたします。

なお、本給付金制度の存在を知らずに利用していない者の中には、利用方法が理解できなかったり、利用を躊躇する例があると伺っております。そのような場合に、リーフレットの配布を行っていただくことは、B型肝炎ウイルス検査の陽性者が本給付金制度を利用する契機となりますので、周知にご協力いただきますようお願い申し上げます。

リーフレットは、厚生労働省ホームページ「B型肝炎訴訟について」に電子媒体を掲示していますので、配布した部数以上に必要な場合は、印刷いただくことも可能です。

【厚生労働省ホームページ 「B型肝炎訴訟について」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/b-kanen/index.html

○ポスター掲載場所

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000050842.pdf>

○リーフレット掲載場所

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000190097.pdf>

- 2 なお、B型肝炎訴訟を扱う者（すでに本給付金制度を利用した患者、B型肝炎訴訟を扱う弁護士等をいう。）が、本給付金制度に係る説明会の開催や電話相談の実施、本給付金制度を含む肝炎患者等に対する各種支援制度を案内するリーフレットの配布等の周知活動を行うに当たって、当該者から健診機関に対して周知活動への協力の依頼があった場合には、本給付金制度及び各種支援制度の周知のため、リーフレット等を必要に応じてご活用頂く等のご配慮、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

(問い合わせ先)

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

B型肝炎訴訟対策室 担当者：高倉

電 話：03-5253-1111（内 2101）

F A X：03-3506-2169

昭和23年7月1日～昭和63年1月27日の間、
満7歳になるまでに、
集団予防接種を受けたことがある方へ。



上記期間の集団予防接種等の注射器連続使用で
B型肝炎ウイルスに感染した方には、病態区分に応じ、
給付金等が支給される場合があります。

詳しくは

厚生労働省ホームページ

B型肝炎訴訟

検索

給付金の対象となる方や受け取るための手続に関する資料を掲載しています。



感染しているかどうかを調べるために
肝炎ウイルス検査を受けましょう。
採血だけなので短時間で終わります。

詳しくは、最寄りの保健所、お住まいの市区町村、
都道府県にお問い合わせください。

また、相談窓口も設置しておりますので、必要に応じてご連絡ください。



厚生労働省 電話相談窓口

[年末年始を除く平日9:00～17:00]

03-3595-2252

我が国では、出生時の母子感染の他、昭和60年代初頭までに集団予防接種などの際に行われていた注射器の連続使用が原因で、多くの方がB型肝炎ウイルスに感染したと見込まれています（最大で40万人以上が集団予防接種等により感染した可能性があります）。

以下の条件に当てはまる方は、一定の手続によって国からの給付金を受け取ることができます。

給付金対象者は以下の4つの条件を満たす方です

- ✓ B型肝炎ウイルスに持続感染している方
 - ✓ 満7歳になるまでに集団予防接種を受けた方
 - ✓ 昭和23年7月1日～昭和63年1月27日の間に、集団予防接種を受けた方
 - ✓ 集団予防接種以外の感染原因(母子感染・輸血等)がない方
- 給付金対象者から母子(父子)感染している方や、給付金対象者の相続人も対象となります。

集団予防接種とB型肝炎ウイルス感染との因果関係が認められた方には、病態区分に応じ、以下の給付金等が支払われます。

主な給付金等の内容^{※1}

※1 下記の病態に応じ、訴訟手当金や定期検査費用等が支給されます。

死亡・肝がん・肝硬変(重度)	3,600万円	20年を経過した方については、 死亡・肝がん・肝硬変(重度)	900万円
肝硬変(軽度)	2,500万円	肝硬変(軽度)	600万円(300万円*)
慢性肝炎	1,250万円	慢性肝炎	300万円(150万円*)
無症候性キャリア ^{※2}	50万円	無症候性キャリア	50万円
		*現に患しておらず、治療を受けたこともない者に対する給付額	
		※2 20年を経過していない方については	600万円

給付金を受け取るための手続

給付金を受け取るためには、救済要件を満たしていることと、病態を証明するため、医療機関などから必要な証拠を収集していただき、国を相手とした国家賠償請求訴訟を提起していただく必要があります。裁判上の和解手続により、救済要件を満たしていることが証拠から確認できた方には、給付金をお支払いします。

詳しくは

厚生労働省ホームページ

B型肝炎訴訟

検索



※ これらの一連の手続の一部または全部を弁護士に依頼することができます。(手続を弁護士に依頼し、和解が成立した場合には、給付金額の4%相当分が訴訟手当金として別途給付されます。) 弁護士については、「B型肝炎 弁護士」で検索できます。また、厚生労働省ホームページに各地の弁護団の連絡先へのリンクを掲載しています。

昭和23年7月1日～昭和63年1月27日の間、 満7歳になるまでに、 集団予防接種を受けたことがある方へ。



我が国では、出生時の母子感染の他、昭和60年代初頭までに集団予防接種などの際に行われていた注射器の連続使用が原因で、多くの方がB型肝炎ウイルスに感染したと見込まれています(最大で40万人以上が集団予防接種等により感染した可能性があります)。以下の条件に当てはまる方は、一定の手続によって国からの給付金を受け取ることができます。

給付金対象者は以下の4つの条件を満たす方です

- ✓ B型肝炎ウイルスに持続感染している方
 - ✓ 満7歳になるまでに集団予防接種を受けた方
 - ✓ 昭和23年7月1日～昭和63年1月27日の間に、集団予防接種を受けた方
 - ✓ 集団予防接種以外の感染原因(母子感染・輸血等)がない方
- 給付金対象者から母子(父子)感染している方や、給付金対象者の相続人も対象となります。

上記期間の集団予防接種等の
注射器連続使用で**B型肝炎ウイルスに
感染した方**には、病態区分に応じ、
給付金等が支給される場合があります。

詳しくは

厚生労働省ホームページ

給付金の対象となる方や受け取るための手続に関する資料を掲載しています。

B型肝炎訴訟

検索



感染しているかどうかを調べるために
肝炎ウイルス検査を受けましょう。
採血だけなので短時間で終わります。

詳しくは、最寄りの保健所、お住まいの市区町村、
都道府県にお問い合わせください。

また、相談窓口も設置しておりますので、必要に応じてご連絡ください。



厚生労働省 電話相談窓口 [年末年始を除く平日9:00～17:00]

03-3595-2252